

く 生 活 保 護 の し お り



1. 生活保護制度とは

生活保護制度は、憲法第 25 条に規定された理念に基づき、生活に困っている世帯に対し、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その世帯の自立を助長することを目的とした制度です。

つまり、病気やケガで働けなくなったり、一家を支えていた人の死亡により収入が無くなったり、働いていても働いた収入だけでは生活ができないなど、生活費や医療費等に困っている世帯に対して、国が最低限度の生活を保障し、その世帯が自力で生活していけるように援助する制度です。

生活保護を必要とする可能性はどなたにもあり、**生活保護は国民の権利**でもあります。

2. どのような場合に生活保護は行われるのか

生活保護は、その前提条件として、資産、能力、その他あらゆるものを利用し、さらに扶養、他の法律による給付等を優先して活用するなど、生活に困っている方が自分自身で最大限の努力を行ってもなお、生活ができない場合に限って適用されます。

※暴力団員は生活保護を受けることはできません。

具体的には、

① 資産の活用

世帯の生活必需品以外の資産は、処分あるいは最大限に活用して生活費に充てることが必要です。(例えば、土地、家屋、預貯金、有価証券、生命保険等の各種保険、自動車、貴金属類、ピアノなど)

② 能力の活用

働くことができる状況にあるのに、働いて収入を得ようと努力しない方については生活保護は適用されません。また、働く能力を十分に発揮していない方については、最大限に働く能力を発揮して、それでもなお生活できない場合にのみ生活保護が適用されます。

③ 扶養義務者による扶養

夫婦、直系血族及び兄弟姉妹など民法に規定されている扶養義務者の方からの扶養・援助が生活保護より優先されることになっています。よって、扶養義務者の

方に最大限の扶養・援助をしてもらうように依頼する必要があります。

なお、扶養義務者の方に扶養する能力と意思があるのに、感情的な問題などから扶養・援助を受けたくないというようなことは、制度上認められません。

また、夫婦間や未成熟の子に対する親の扶養義務については、民法上、生活保持義務関係という極めて強い扶養義務が課せられています。

ただし、10年以上音信不通の扶養義務者、DVの加害者等への扶養義務履行につきましては、配慮いたします。

④ 他の法律による給付等

年金・各種手当等、生活保護法以外の法律による給付を受けることができる場合や、その他公的な貸付金などを利用できる場合は、それら全てを生活保護よりも優先して活用する必要があります。

3. 生活保護の相談について

生活に困っている人は、福祉事務所（市立池の里市民交流センター内）保護課（TEL072-824-1181）へお越しください。

なお、病気などでお越しいただくことができない人は、申し出てください。地区担当員がお伺いします。

地区担当員があなたの困っている事情、仕事の内容、ご家族のことなど、お話をお伺いいたします。その後、資産の状況などを調査したうえで、生活保護を受けられるかどうか、どの程度の援助が必要なのかを検討し決定します。また、お近くの民生委員に、ご相談いただくことも可能です。

4. 生活保護の要否について

原則として、一緒に生活している人全員を一つの世帯として、生活保護は決定されます。生活保護は、保護を受けようとする世帯の最低生活費（国が定めているその世帯の生活に必要な金額）と、その世帯のすべての収入とを比べて、最低生活費より収入の方が少ない場合に、その不足する部分に相当するお金や品物を補うという方法で行います。

このため、最低生活費よりも収入が多いときは、生活保護を受けることはできません。

5. 生活保護の種類

生活保護には次の8つの扶助があります。

- ① 生活扶助・・・衣食などの日常の生活のための費用
- ② 住宅扶助・・・家賃、地代、家屋の補修などの費用
- ③ 教育扶助・・・義務教育上必要な学用品、通学用品、学校給食費など
- ④ 介護扶助・・・介護サービスにかかる費用（直接、介護事業者などに支払います）
- ⑤ 医療扶助・・・診察、入院などの費用（直接、医療機関などに支払います）
- ⑥ 出産扶助・・・出産のための費用
- ⑦ 生業扶助・・・高校就学費、技能修得費など
- ⑧ 葬祭扶助・・・葬祭のための費用

6. あなたの権利と義務

生活保護が開始されると、最低限度の生活が保障されるとともに、一日も早く自分自身の力で生活できるように最大限の努力を行うことが求められることとなり、常に能力に応じた勤労に励み、支出の節約を図り、その他生活の維持・向上に努めなければならない義務が課せられます。

福祉事務所は生活保護を受ける方に対して、生活の維持・向上、その他生活保護の目的の達成のために必要な指導や指示を行います。生活保護を受ける方はこれらの指導や指示を受けた時はこれに従う義務が発生し、これらの指導や指示に従わない場合には、生活保護の変更・停止又は廃止が行われる場合があります。

① あなたの権利

生活保護を受けている人（受けようとする人）には、次のような権利があります。

ア すでに決定された生活保護について、正当な理由がない限り変更がされることはありません。

イ 保護金品、又はこれを受ける権利について、課税されたり、差し押さえられたりすることはありません。

ウ 生活保護を受けようとする人、又は生活保護を受けている人が、福祉事務所長の行った保護の申請却下、変更、停止、廃止の決定処分に不服のある場合は、決定を知った日の翌日から3か月以内に、大阪府知事に対し審査請求をすることができます。

② あなたの義務

生活保護を受けている人には、次のような義務があります。

ア 働ける人は、能力に応じて働き、収入の増加に努めてください。

イ 病気等の人は医師の指示に従って、一日も早く回復するよう努めてください。

ウ 計画的な支出を心がけ、生活の維持向上に努めてください。

エ 次のようなときには、すみやかに届出をしなければなりません。

生活保護を受けている家族の分も含めて速やかに届出をしなければなりません。

(ア) 転居するとき(必ず前もって相談してください)。

(イ) 家族の人に変わったことがあったとき(出生・死亡・転入・転出・結婚・妊娠病気・入退院・事故・入学・退学など)。

(ウ) 仕事を変わったときや仕事に就いたとき。

(エ) 働く日数や収入が変わったとき(給料・ボーナスが入ったときや年金額が変わったとき)。

(オ) 家賃や地代が変わったとき。

(カ) その他、生活の状況に変化があったとき。

オ 福祉事務所長が行う指導・指示や、地区担当員が行う指導には従わなければなりません。

カ 資力があるにもかかわらず、生活保護を受けたときは、先に支給された生活保護費の全部、または一部を返還しなければなりません。(保有が認められない資産の売却、生命保険の解約返戻金や保険金、年金の遡及受給、交通事故などの示談金等)

③ その他

次のような場合には生活保護が受けられない(生活保護が停止又は廃止される)ことがありますので、くれぐれも注意してください。

ア あなたが行うべき義務をはたさないとき。

イ うその届出をしたときや必ず届出をしなければならないことをしなかったとき。

ウ 必要な調査に対して、正当な理由もなく、拒んだり、妨害したりしたとき。

エ 単車・自動車を所有又は使用したとき(福祉事務所が特に認めている場合を除く)。

オ 過去、年金担保貸付を利用し、生活保護を受給していた方が、再度借り入れ、生活保護を申請されても、生活保護は適用されません。

7. 不正な受給

収入をきちんと申告しなかったり、うその申告で生活保護費を受けた場合は、その生活保護費を返還してもらうとともに、場合によっては3年以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられます。また、内容によっては、刑事告訴を行う場合があります。

8. 公共料金等の減額

生活保護受給世帯は、NHK受信料などが減額されます。その他、国民年金の保険料の法定免除や福祉サービスの減免などがありますので、お問い合わせください。

9. 生活保護の相談を考えておられる方へ

生活保護は社会保障制度の中でも最後に適用される制度であり、その費用は国民の税金によって賄われるものです。そのため、これまでに述べた自分自身でできることや行わなければならないことがないかを今一度検討してください。

また、生活保護についてわからないことがありましたらいつでもご相談ください。ご相談の内容についての秘密は厳守します。

(MEMO)

